

# 文芸

## 《短歌》

○閉校の学び舎かこむ桜木や往時を偲ぶ桜花爛漫  
片岡 忠彦(長岡)

●借してねと壊れそうです腫物に触るようです赤ん坊抱く  
大場 邦男(長岡)

●ガラス戸に孫の小さな手形つき消すか消さぬか思いなやます  
野口 秋夫(上石崎)

原発で家を追われた人々を招待してよサクラ見る会  
河野 久子(昭和)

逝きし夫は八面六臂全うの悔いなき人生 森に眠れる  
田口 正子(南川又)

福性寺寝覚めを誘う六つの鐘観音堂に読経ながれて  
皆藤 利通(下土師)

九年経つ東北に春巡り来て梅も桜も優しき花咲く  
中島三千代(桜の郷)

●「評」野口さんー早春にすくすくと伸び春の訪れを告げてくれる「つくし」。伸び伸びと生える様子は、春にふさわしい。江戸時代から俳句に詠まれてきたそう。田口さんー春の種やかな日に、うさぎが元氣よく駆け回る。とても可愛らしい句になった。海老澤さんー満開を迎えた桜から花びらが風にのってひらひらと舞う風景をとても上手にまとめている。

## 《俳句》

○春めぞめ土筆坊主が顔を出す  
野口 秋夫(上石崎)

●春温み兔敏捷空け屋敷  
田口 正子(南川又)

●香る句こばれば桜に風光る  
海老澤昭廣(小鶴)

春風やランナーの靴花の色  
小堤美智子(小堤)

つい本音こぼしてしまふ蜆汁  
中島三千代(桜の郷)

風薫る溜沼の辺り秋の月  
浦井 正子(宮ヶ崎)

東風吹けどコロナの風に吹き消され  
内田 理長(岡)

あの家も光りさんさん干布団  
秋山 禮子(越安)

児がとばす石鹼玉が虹色に  
佐久間 勲(前田)

●あに 姉姉逝きて寂しさそそる臘月  
飯島 裕(大戸)

## 【作品の送付先】

ハガキ等に3首、3句以内を書いて、住所氏名明記の上、月末までにお送りください。  
郵便 〒311-3192  
茨城町小堤1080  
茨城町秘書広聴課 宛

FAX 029(292) 6748  
問合せ先 秘書広聴課  
029(240) 7126(直通)

## 消費生活センター

# 消費生活センターのご案内

消費者トラブルに巻き込まれたときには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが早期解決には大切です。消費生活センターがどのようなところかをご紹介します。

●どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「メールやはがきで身に覚えのない請求がきた」などの消費生活に関する消費者と事業者間のトラブルについて相談できます。消費生活相談員が、事業者との自主交渉の方法や具体的な解決策などについて助言します。(相談者に代わって交渉はできません)

●事前に準備しておくことよいものはありますか？

契約書などの関係書類やトラブルに至った状況についてのメモ、トラブルが起きた物の写真などを用意しておくとういでしょう。

●秘密は守られますか？

消費生活相談員には守秘義務がありますので、相談者の秘密は守られます。安心してご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、来庁による相談を控えていただき、電話による相談をご利用いただきますよう、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 相談受付時間

午前9時～正午  
午後1時～4時  
(水曜日を除く平日)

## 【問合せ先】

茨城町消費生活センター  
029(291)1690(直通)  
消費者ホットライン  
0188(局番なし)

※相談は無料ですが、通話料金は相談者負担となります。

# 一人で悩まず気軽に相談!!

## 令和2年 人事異動

4月1日付町職員の異動・退職および新規採用は次のとおりです。

### 【問合せ先】総務課

029(240) 7125(直通)

### 人事異動

退職者 4人(令和2年3月31日付)(内は所属名)

### 部長級

▼教育委員会 教育部長  
長洲茂広

▼上田和則(教育委員会 教育部長)

▼西山哲矢(道路建設課 主事) ▼遠西渉(保険課 主事) ▼飯田大貴(財政課 主事補)

### 課長級

▼秘書広聴課長 石崎浩  
▼地域政策課長 田口眞一  
▼税務課長 飯田昭彦  
▼長寿福祉課長 飯塚憲弘  
▼商工観光課長 岡野清  
▼町民課長 柳澤久子  
▼生涯学習課長 塚本真司  
▼議会事務局 立原一仁  
▼農業委員会事務局 木村善久 ▼消防本部 署長 齊藤博史 ▼消防本部 警防課長 海老澤友一 ▼消防本部 予防課長 大倉栄一

▼新規採用者 6人(内は所属先)  
▼上野菜(税務課)  
▼小堤桃子(社会福祉課)  
▼石川日向(保険課)  
▼鈴木聖海(学校教育課)  
▼竹原めぐみ(健康増進課)  
▼荒川瑞稀(消防本部)

## すこやかニュース

# 4月1日から

# 受動喫煙防止対策が義務化されました

令和2年4月1日に、改正健康増進法が全面施行され、多くの方が利用するすべての施設は原則、**屋内禁煙**になりました。

## 改正健康増進法の内容

①望まない受動喫煙をなくす  
(原則屋内禁煙)  
者等に配慮

③施設の類型・場所ごとに屋内禁煙・敷地内禁煙を掲示することや、喫煙できる場所に標識を掲示すること等が義務化

## 敷地内禁煙

令和元年7月1日、子ども、未成年者、患者等が主として利用する施設

例・学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎等

## 屋内禁煙

令和2年4月1日、

敷地内禁煙施設を除く、すべての施設  
例・事務所、集会所、工場、旅館、理・美容室、娯楽施設、飲食店等

(ただし、受動喫煙防止に必要な措置をとることで、各種喫煙室を設置することができる)

## 受動喫煙とは

受動喫煙とは、自分の意思に関わらず、他人が吸うタバコの煙を吸わされてしまうことです。自分が吸うときに吸い込む「主流煙」

## 健康増進課(保健センター)5月の予定

日曜日	事業名	受付時間
12 火	1歳6か月児健診	13:00~13:30
13 水	健康相談	9:00~11:30
26 火	3歳児健診	13:00~13:30
28 木	5歳児健診	13:00~13:30

※予定が変更になる場合があります。

